



出席停止について



- ★ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症で出席停止になった場合は、医師に作成していただく「治癒証明書」の提出は不要となりました。新たに、保護者記入による「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書」の提出が必要となります。ホームページより様式をダウンロードして記入し、登校時、担任に提出してください。
- ★ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の感染症に罹患した場合は、従来通り、医師作成の「治癒証明書」が必要です。出席停止になる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。

種	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡・南米出血熱 ペスト・マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア SARS 中東呼吸器症候群 鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺顎下腺または、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ パラチフス 細菌性赤痢 腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

★証明書・罹患報告書は学校でも配布しています。